

函館市主任児童委員選任要領

第1 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、函館市民生委員・児童委員選任要領の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、次に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者とする。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有するとともに、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出することとする。

① 児童福祉施設等の施設長，児童指導員もしくは保育士等として勤務した者または里親として児童養育の経験がある者

② 学校等の教員の経験を有する者

③ 保健師，助産師，看護師，保育士等の資格を有する者

④ 子供会活動，少年スポーツ活動，少年補導活動，PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の積極的な登用に努め、民生児童委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めることとする。

(3) 将来にわたって積極的な活動を行えるよう、再任の場合は原則65歳未満の者、新任の場合は、原則55歳未満の者を選出することとするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用として、選出が困難で事情やむを得ないことを示す理由がある場合、再任の場合は65歳以上（1期に限る。）、新任の場合は55歳以上（65歳未満に限る。）の者も認めることとする。

なお、一斉改選時において現任の者を再任する場合は、現任者に対し再任の意思確認を行うとともに、これまでの活動実績を十分勘案することとする。

第2 推薦および指名手続

1 推薦手続

- (1) 主任児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、函館市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）からの求めに応じ、主任児童委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を、別に定める主任児童委員推薦準備会設置要綱に基づき設置し、主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、主任児童委員候補者推薦事務日程にあわせて、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

主任児童委員が任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、推薦準備会において、主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において、随時、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

- (2) 推薦準備会は、選任した主任児童委員候補者に係る推薦書を民生委員推薦会の委員長に提出することとする。

2 指名手続

主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項の規定により函館市長が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、民生委員・児童委員推薦名簿の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示することとする。

3 その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合または、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることな

く、主任児童委員の指名または指名の解除をすれば足りるものとする。この場合において、函館市長は主任児童委員の指名および指名の解除について、北海道厚生局長に提出することとする。

第3 解嘱手続

解嘱の手続については、函館市民生委員・児童委員選任要領に定めるところによることとする。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に厚生労働大臣により主任児童委員に指名されている者であって、平成25年12月1日（同日の翌日からこの要領の施行の日の前日までの間において指名された者にあつては、当該指名された日）において65歳以上のものについては、改正後の函館市主任児童委員選任要領第1の規定にかかわらず、函館市長および函館市民生委員推薦会は、民生委員法第5条の規定による推薦を行わない。